

一般廃棄物処理施設整備に係る基本設計策定、  
P F I 等導入可能性調査及び生活環境影響調査業務委託

## プロポーザル募集要項

平成31年4月

能代山本広域市町村圏組合

## 1. 目的

本業務は、能代山本広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）が計画している新たな一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の併設施設）を整備するに当たって、基本設計の策定、PFI等導入可能性調査及び生活環境影響調査を行うことを目的とする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

一般廃棄物処理施設整備に係る基本設計策定、PFI等導入可能性調査及び生活環境影響調査業務委託

### (2) 業務内容

一般廃棄物処理施設整備に係る基本設計策定、PFI等導入可能性調査及び生活環境影響調査業務委託仕様書のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から平成33年3月26日まで

- ・基本設計策定業務は、平成32年3月31日までに完了すること。
- ・PFI等導入可能性調査業務は、平成32年3月31日までに完了すること。
- ・生活環境影響調査業務は、平成33年3月26日までに完了すること。

### (4) 業務の種別

土木関係建設コンサルタント業務

### (5) 委託料の上限額

・基本設計策定業務委託	8,400,000円
・PFI等導入可能性調査業務委託	6,300,000円
・生活環境影響調査業務委託	46,900,000円
・合計	61,600,000円

（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

※基本設計策定業務委託、PFI等導入可能性調査業務委託及び生活環境影響調査業務委託の各々の参考見積額は、上限額を超えないこと。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものである。

※生活環境影響調査業務委託の年度割額は、平成31年度70%程度、平成32年度30%程度の割合を見込んでいる。

## 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たす者であること。

※参加資格要件の審査基準日は、平成31年4月24日（水）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本組合又は本組合構成市町（能代市、藤里町、三種町及び八峰町）のいずれかの建設コンサルタント業務等資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合は本プロポーザル参加表明書の提出に併せて参加資格要件を確認できる書類を提出すること。

- (3) 秋田県入札参加資格者名簿（建設コンサルタント業務）に登載されていること。
- (4) 国、都道府県及び本組合構成市町の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- (6) 過去10年間（平成21年度～平成30年度）に、国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設（90t／日以上）に係る基本設計策定、PFI等導入可能性調査及び生活環境影響調査業務を元請けとして実施し、完了した実績を有すること（契約は一括でなくてもよい）。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による廃棄物部門の登録を受けている者であること。
- (8) 管理技術者及び照査技術者は、次の資格及び実績を有する者を配置すること（公告日から起算して3カ月以上の雇用関係にある者に限る）。なお、照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。

ア. 資格

次のいずれかの資格を有すること。

- ①技術士「衛生工学部門（廃棄物関係）」
- ②技術士「総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物関係）」

イ. 実績

過去10年間（平成21年度～平成30年度）に、国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設（90t／日以上）に係る基本設計策定業務及びPFI等導入可能性調査業務を担当し、完了した実績を有すること（契約は一括でなくてもよい）。

- (9) 生活環境影響調査の主たる担当者は、次の資格及び実績を有する者を配置すること（公告日から起算して3カ月以上の雇用関係にある者に限る）。なお、管理技術者は、生活環境影響調査の主たる担当者を兼ねることができる。

ア. 資格

次のいずれかの資格を有すること。

- ①技術士「環境部門（環境影響評価）」
- ②技術士「建設部門（建設環境）」
- ③技術士「衛生工学部門（廃棄物関係）」
- ④技術士「総合技術監理部門（環境－環境影響評価）」
- ⑤技術士「総合技術監理部門（建設－建設環境）」
- ⑥技術士「総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物関係）」

イ. 実績

過去10年間（平成21年度～平成30年度）に、国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設（90t／日以上）に係る生活環境影響調査業務又は環境影響評価業務を担当し、完了した実績を有すること。

#### 4. スケジュール

	内 容	日 程
1	プロポーザル実施の公告	平成31年4月12日(金)
2	参加表明書等の受付	平成31年4月12日(金)～4月24日(水)
3	質問の受付	平成31年4月12日(金)～4月18日(木)
4	質問への回答	平成31年4月22日(月)
5	第1次審査結果通知	平成31年4月26日(金)
6	提案書等の受付	平成31年5月7日(火)～5月9日(木)
7	第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	平成31年5月16日(木)
8	第2次審査結果通知	平成31年5月下旬
9	契約締結	平成31年5月下旬～6月上旬

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 5. 質問の受付及び回答

仕様書等に関して不明な点がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。なお、質問内容により事業者の選定に公平性が保てないと判断された場合は、回答しないことがある。

- (1) 提出書類 質問書（様式14）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 電子メールにより提出すること。  
送信後は、電話により受信確認を行うこと。
- (4) 提出先 能代山本広域市町村圏組合 環境衛生課 担当：若皆、石田  
電話：0185-89-2426 FAX：0185-89-2420  
E-mail: 1-kouiki@shirakami.or.jp
- (5) 受付期間 平成31年4月12日（金）から4月18日（木）まで  
（土曜日・日曜日を除く。午前8時30分～午後5時）
- (6) 回答方法 平成31年4月22日（月）までに、能代山本広域市町村圏組合ホームページに掲載する。

## 6. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

### (1) 提出書類

No.	第1次審査 提出書類（参加表明書等）
1	参加表明書（様式1）
2	会社概要調書（様式2）
3	業務実績調書（様式3-1、様式3-2、様式3-3）
4	技術者調書（様式4）
5	配置予定技術者調書（様式5） 3カ月以上雇用関係にあることの証明書類を添付
—	<p>参加資格要件確認書類 （本組合又は本組合構成市町のいずれかの建設コンサルタント業務等資格者名簿（有効期限内に限る）に登載されている者は不要とする。）</p> <p>(1) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）</p> <p>(2) 納税証明書（提出日の3カ月前以内に発行されたもの：写し可）</p> <p>① 本社所在地の市町村等が発行する納税証明書</p> <p>② 契約の締結等を受任している営業所が参加する場合は、営業所所在地の市町村等が発行する納税証明書</p> <p>※上記①及び②はすべての市税に滞納が無い旨の証明書</p> <p>③ 税務署が発行する納税証明書</p> <p>法人税及び消費税・地方消費税に滞納が無い旨の証明書</p> <p>(3) 委任状 本業務に係る契約の締結等について、本社から委任を受けて参加しようとする営業所は委任状を提出すること。</p>

※No. 1～5の提出書類には、インデックスを付した間紙を挿入し、フラットファイル（A4）に綴じること。また、表紙及び背表紙に「業務名」及び「法人名」を表示すること。

- (2) 提出部数 No. 1～5の提出書類は、正本1部、副本8部とする。  
参加資格要件確認書類一式は1部とする。(名簿登載者を除く。)
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便によること(受付期間内必着)
- (4) 提出先 〒016-0876 秋田県能代市字海詠坂3番地2  
能代山本広域市町村圏組合 環境衛生課 担当：若皆、石田  
電話：0185-89-2426 FAX：0185-89-2420
- (5) 受付期間 平成31年4月12日(金)から4月24日(水)まで  
(土曜日・日曜日を除く。午前8時30分～午後5時)

## 7. 第1次審査

### (1) 審査概要

第1次審査は、本プロポーザルへの参加資格を確認し、参加表明者が4者以上の場合には、提出書類の内容を別紙「プロポーザル評価基準」に基づいて審査し、第2次審査の対象者として3者程度を選定する。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は、参加表明書を提出した者に対して平成31年4月26日(金)に郵送及び電子メールにて通知する。また、第2次審査の対象者として選定された者には、提案書等の提出を依頼する。

## 8. 提案書等の提出

提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類

No.	第2次審査 提出書類(提案書等)
6	提案書(様式6)
7	業務の実施方針(様式7)
8	業務実施体制(様式8)
9	業務の実施方法(様式9)
10	基本設計策定業務における課題と解決策(様式10)
11	PFI等導入可能性調査業務における課題と解決策(様式11)
12	生活環境影響調査業務における課題と解決策(様式12)
13	参考見積書(様式13) ※見積内訳書(様式任意)を添付

※インデックスを付した間紙を挿入すること。参加表明書等の提出書類(フラットファイル)の後ろに綴じられるようにインデックスの位置を調整し、綴じ穴をあけた上で提出すること。

- (2) 提出部数 提出部数は、正本1部、副本8部とする。
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便によること(受付期間内必着)
- (4) 提出先 〒016-0876 秋田県能代市字海詠坂3番地2  
能代山本広域市町村圏組合 環境衛生課 担当：若皆、石田  
電話：0185-89-2426 FAX：0185-89-2420

- (5) 受付期間 平成31年5月7日(火)から5月9日(木)まで  
(午前8時30分～午後5時)

## 9. 参加の辞退

参加表明書を提出後、参加を辞退する場合は、平成31年5月9日(木)午後5時までに、辞退届(様式15)を提出すること。

## 10. 第2次審査及び受託予定者の決定

### (1) プレゼンテーション及びヒアリング

- ①日程及び会場等は、第2次審査の対象者に別途通知する。
- ②1者につき、提案プレゼンテーションは20分以内、選定委員によるヒアリングは15分程度を予定している。
- ③出席者は4名までとし、原則として説明及び回答は管理技術者が行うものとする。
- ④説明の際にパワーポイント等を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは組合で準備するが、パソコン等は提案者が用意すること。なお、提出された提案書等に基づいて行うこと。(部分拡大可)

### (2) 審査方法

選定委員会において、別紙「プロポーザル評価基準」に基づき審査する。選定委員の点数を合計し、第1次審査及び第2次審査の合計点が最も高い者を最優秀提案者として特定する。

### (3) 受託予定者の決定

本組合では、選定委員会の審査結果(最優秀提案者の特定)をもとに、受託予定者を決定するものとする。

### (4) 審査結果の通知

審査結果については、平成31年5月下旬に第2次審査の参加者に対して文書で通知する。なお、審査結果の内容についての問い合わせ、異議等は受け付けしない。

### (5) 審査結果の公表

審査結果は本組合のホームページで公表する。なお、審査結果の公表時には、最優秀提案者以外の参加者名は非公表とする。

## 11. 契約

本組合において受託予定者を決定後、その者と随意契約により委託契約を締結する。

受託予定者が委託契約を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を受託予定者とし、その者と随意契約により委託契約を締結する。

参加表明書等提出者又は提案書等提出者が1者のみの場合であっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託予定者として選定し、随意契約により契約を締結する。

## 12. 提案者の禁止行為及び提案無効に関する事項

次の事項にあてはまる場合は、提案を無効とする。

- (1) 応募関係書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

### 1 3. 提案者の著作権に関する事項

提案の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、受託者として契約した際には、提案書及び成果品の著作権は本組合に帰属する。

### 1 4. 提案に係る費用の負担に関する事項

提案や提出書類に関する費用は、提案者の負担とする。

### 1 5. その他

- (1) 提出された提案書等は、提案者の都合による変更を認めない。また、返却しない。
- (2) 提案書に記載された配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置することとし、本組合の了解を得なければならない。
- (3) その他要項に定めのない事項については、別途本組合の指示によるものとする。

### 1 6. 提案書等の提出及び問合せ先

〒016-0876 秋田県能代市宇海詠坂 3 番地 2

能代山本広域市町村圏組合 環境衛生課 担当：若皆、石田

電話：0185-89-2426 FAX：0185-89-2420

E-mail: l-kouiki@shirakami.or.jp



## プロポーザル評価基準

審査	区分	評価項目	評価の視点	様式	配点
第一次審査	企業評価 15	業務実績	基本設計策定業務、PFI等導入可能性調査業務及び生活環境影響調査業務の受託実績件数	様式3-1 様式3-2 様式3-3	10
		信頼性	業務に必要な分野の技術士の有資格者数	様式4	5
	技術者評価 15	業務実績	基本設計策定業務、PFI等導入可能性調査業務及び生活環境影響調査業務に携わった実績件数	様式5	10
		実務経験年数	廃棄物処理施設に係る実務経験年数	様式5	5
小計(30)					
第二次審査	技術提案 45	業務の実施方針	業務遂行にあたり、現状認識を踏まえた基本的な考え方や課題の整理方法における的確性	様式7	5
		業務の実施体制	本業務に係る人員配置	様式8	5
		業務の実施方法	業務フロー(工程表)	様式9	5
		基本設計策定業務における課題と解決策	課題と解決策の的確性、実現性、工夫点	様式10	10
		PFI等導入可能性調査業務における課題と解決策	課題と解決策の的確性、実現性、工夫点	様式11	10
		生活環境影響調査業務における課題と解決策	課題と解決策の的確性、実現性、工夫点	様式12	10
	ヒアリング 15	質問に対する応答性	質問内容を的確に把握して、分かり易く適切な回答がされているか。	—	5
		本業務への適格性	業務に対する知見・技術力・積極性	—	10
	見積金額 10		参考見積金額に係る経済性及び妥当性 最低価格÷提案価格×10点	様式13	10
小計(70)					
合計(100)					